

今後予定している制度改正について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）が、令和5年5月19日公布され、順次施行されることとなりました。

その中で、産前産後期間の国保税減額について以下の内容で制定されました。当該条項の施行日は令和6年1月1日です。

免除される国民健康保険税は出産を予定する被保険者の所得割と均等割の全額で、免除期間は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）です。

		前1月			後1月		後2月			
単胎の場合			産前産後 免除期間	産前産後 免除期間	産前産後 免除期間	産前産後 免除期間				
	↑ 出産予定日（出産後申請の場合は出産日）									
		前3月	前2月	前1月	後1月		後2月			
多胎の場合		産前産後 免除期間	産前産後 免除期間	産前産後 免除期間	産前産後 免除期間	産前産後 免除期間	産前産後 免除期間			
	↑ 出産予定日（出産後申請の場合は出産日）									

被保険者の申請、ないしは保険者が確認できれば職権で適用されます。

免除相当額は国2分の1、都道府県及び市町村4分の1負担します。

制度改正に対応するシステム改修のための補正予算を9月議会に、条例改正を12月議会に、システム改修以外の免除に関わる歳入、歳出についての補正予算を3月議会に提出する予定です。

木更津市国民健康保険保健事業計画(第3期データヘルス計画)の策定について(報告)

- 1 概要：第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度の6か年計画）と第4期特定健康診査等実施計画を策定
- 2 背景：全ての保険者にデータヘルス計画の策定が求められ、効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、標準化の取組の推進や評価指標設定の推進をする
- 3 目的：木更津市の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資する
- 4 骨子：【計画に記載すべき事項】（データヘルス計画策定の手引きより 厚生労働省）
 - (1) 基本的事項
 - ①計画の趣旨、②計画期間、③実施体制・関係者連携等の基本的事項
 - (2) 現状の整理
 - ①保険者の特性、②前期計画等に係る考察等
 - (3) 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出
 - (4) データヘルス計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための戦略
 - (5) 健康課題を解決するための個別の保健事業
 - (6) 個別の保健事業及びデータヘルス計画（保健事業全体）の評価・見直し
 - (7) 計画の公表・周知
 - (8) 個人情報取扱い
 - (9) 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項
- 5 有識者等からの意見聴取（予定）
 - ・国保連支援・評価委員会（大学院教授、国保連保健師）
 - ・データヘルス計画に関係の深い大学教授
 - ・木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会
 - ・パブリックコメント
- 6 スケジュール（予定）
 - 8月 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会にて計画骨子の説明
 - 9月 保健・医療・介護データの分析、第2期データヘルス計画の評価、健康課題の抽出
保健事業計画作成（9月～12月）
 - 10月 庁内連携会議、有識者と健康課題の抽出、国保連支援評価委員会
 - 12月 計画素案作成
 - 1月 パブリックコメント、庁内連携会議
 - 2月 市長・副市長レク、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会
 - 3月 3月議会説明、計画公表